

立川市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

立川市地域公共交通会議設置要綱（平成26年立川市要綱第48号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様等</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>交通空白地有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) ……略……</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第8条 <u>交通会議は、特定の事項を協議させるため、部会を設置することができる。</u></p> <p><u>2 部会長及び部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。</u></p> <p><u>3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>(謝礼及び記念品)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 ……略……</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様及び運賃、料金等</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>市町村運営有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) ……略……</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>(謝礼及び記念品)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 ……略……</p>

(委任)
第12条 ……略……

(委任)
第11条 ……略……

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。